

令和7年第1回岐阜県議会定例会

条例その他議案 説明資料

厚生環境委員会

(環境生活部・健康福祉部)

目 次

(条例その他)

議第 36 号	岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	··· 1
議第 37 号	岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について	··· 3
議第 38 号	岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例について	··· 4
議第 39 号	岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	··· 5
議第 40 号	岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について	··· 6
議第 41 号	岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	··· 7
議第 54 号	岐阜県こども計画の策定について	··· 8
議第 55 号	地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの第4期中期計画に関する認可について	··· 9
議第 56 号	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第4期中期計画に関する認可について	
議第 57 号	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の第4期中期計画に関する認可について	

議第36号 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例について

健康福祉部健康福祉政策課

1 条例改正の前提となる事実について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）による栄養士法の一部改正（*1）に伴い、別記15条例の基礎となっている各厚生労働省令について所要の規定の整理（*2）がなされたことから、別記15条例について、同様の規定の整理を行うもの

- *1 栄養士法に基づく管理栄養士国家試験については、従来栄養士でなければ受けられることができないものとされていたところ、同法第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設を卒業した者については、栄養士でなくても同試験を受けることができるものとされた（令和7年4月1日施行）。
- *2 栄養士法の改正により、従来管理栄養士は全て栄養士であったところ、令和7年4月1日以降は栄養士でない管理栄養士も生じ得ることとなったため、各厚生労働省令中の「栄養士」の語の整理が行われた（「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える等）。

2 主な改正内容

別記15条例中の「栄養士」の語を整理する（※）。

※ 「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える等

3 施行日

令和7年4月1日

別記

- 1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 5 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 6 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 7 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 8 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 9 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 10 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 11 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 12 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 13 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 14 岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 15 岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

議第37号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

健康福祉部感染症対策推進課

1 手数料の額を改定する事実について

保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等の手数料については、各自治体において条例により定められており、手数料の額については適正水準を確保するため、定期的に見直しを行っている。

今般、令和6年度診療報酬の算定方法の改正（令和6年厚生労働省告示第57号）を踏まえて見直しを行い、血液学的検査、免疫学的検査及び微生物学的検査の一部手数料の額を改正するもの

2 主な改正内容

	現行 (円)	改定後 (円)
血液学的検査実施手数料		
血液像検査に係るもの（特殊染色を併せて行う場合）	450	540
免疫学的検査実施手数料		
梅毒血清反応検査に係るもの（F T A - A B S 試験）	1,210	1,180
感染症血清反応検査に係るもの（つつが虫抗体価）	1,820	1,780
肝炎ウイルス関連検査に係るもの（H C V 抗体価）	950	890
微生物学的検査実施手数料		
排せつ物、しん出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査に係るもの (蛍光顕微鏡、暗視野装置等を使用しないもの)	530	580
細菌培養同定検査に係るもの（口くう、気道又は呼吸器からの検体）	1,410	1,580
〃 (消化管からの検体)	1,580	1,760
〃 (泌尿器又は生殖器からの検体)	1,500	1,670
〃 (血液又はせん刺液)	1,890	1,980
〃 (その他の部位からの検体)	1,410	1,580
細菌薬剤感受性検査に係るもの（1菌種）	1,500	1,630
〃 (2菌種)	1,940	2,110
〃 (3菌種以上)	2,470	2,730
抗酸菌分離培養検査に係るもの	1,790	1,840
抗酸菌薬剤感受性検査に係るもの（4薬剤以上）	3,340	3,520

※1 検体（1検査項目）につき、上記の手数料を徴収する。

3 施行日

令和7年4月1日

議第38号 岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例について

健康福祉部薬務水道課

1 条例改正の前提となる事実について

県が経営する水道用水供給事業における水道の布設工事監督者の資格並びに県が経営する水道用水供給事業及び県が設置する専用水道における水道技術管理者の資格については、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）において、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）で定める資格要件を参考して、県が条例で定めることとされている。

今般、施行令及び施行規則が一部改正（※）され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの

※ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）

2 主な改正内容

改正後の施行令及び施行規則と整合を図るため、資格要件を次のとおり整理する。

対象となる技術者	布設工事監督者	水道技術管理者
技術者概要	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（法第12条）	水道の管理について技術上の業務を担当する者（法第19条）
改正内容に係る資格要件	(1) 必要な実務経験年数の見直し (2) 学歴・学科要件に、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を追加 (3) 1級土木施工管理技士（国家資格）を追加	(1) 必要な実務経験年数の見直し (2) 1級土木施工管理技士（国家資格）を追加

3 施行日

令和7年4月1日

議第39号 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

1 楽 旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める内閣府・文部科学省・厚生労働省令の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例（※）の適用期間を延長する。

※ 職員の員数に算入することができる副園長又は教頭は、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限るとされているところ、特例として、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けていれば、職員の員数に算入することができるとするもの

<内閣府・文部科学省・厚生労働省令の改正の概要>

- ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。R6.6.19公布、関係部分は同日及びR9.4.1施行）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の一部改正により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の特例（※）の適用期間が、令和6年度末までから令和11年度末（主幹保育教諭及び指導保育教諭にあっては、令和8年度末）までに延長されることを受け、職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例を延長するもの
- ・ 延長する期間は、副園長又は教頭が、主幹保育教諭及び指導保育教諭と同様に、他の職員に対する指導・助言を行う立場にあり、その職務上、教育・保育の両方に通じる必要性が高いことから、主幹保育教諭及び指導保育教諭と同様、令和8年度末までとされている。

※ 保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者でなければならないところ、特例として、幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることができる等とするもの

2 改正内容

特例の適用期間を2年延長し、令和8年度末までとする。

※平成27年4月1日から起算して「10年」を経過する日まで
→「12年」を経過する日まで

3 施行日

公布の日から施行

議第40号 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

1 条例制定の趣旨

一時保護される子どもの状況に応じた個別ケアや子どもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が令和6年4月1日に施行され、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準に基づき都道府県が条例で定めることとされた。

これに伴い、本県においても、次のとおり条例を制定する。

【一時保護施設とは】

児童を一時保護する施設。必要に応じて児童相談所に設置される。

2 条例の概要

条例は、内閣府令で定める基準に従い、又はこれを参照して定めるものとされているところ、内閣府令どおり条例を定める（県独自基準なし）。

（主なもの）

- ・設備基準に関する事項 ※経過措置あり
- ・職員の資格及び配置に関する事項 ※経過措置あり
- ・入所児童に関する事項（児童の権利擁護、児童の健康状態の把握、教育等）
- ・運営に関する事項（第三者評価、衛生管理、非常災害対策、秘密保持、苦情対応等）

3 施行日

公布の日

議第41号 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課

1 改正の概要

県が条例を定めるに当たり従うべき基準等を定めている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正（※）に伴い、省令のとおり改正するもの

※ 次の内閣府令による改正

- ①児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令
(R5.11.14公布。関係部分はR6.4.1施行)
- ②児童手当法施行規則等の一部を改正する内閣府令
(R6.8.27公布。R6.10.1施行)

2 改正の内容

- 新たに児童福祉施設として位置付けられた里親支援センター（※1）の設備及び運営に関する基準（※2）を定める。
 - ※1 里親支援事業（里親の普及啓発、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整等）を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
 - ※2 設けるべき設備、職員の配置・資格等
- 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設において自立支援計画を策定する際には、意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向を勘案しなければならないこととする。
- 母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係る児童手当等の支給を受けたときは、所定のルール（※）により管理しなければならないこととする。
 - ※ 他の財産と区分すること、収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること等

3 施行日

公布の日

議第54号 岐阜県こども計画の策定について

健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

1 策定の趣旨

全てのこどもが権利の主体として尊重され、夢や希望を持ちながら、健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すため、今後5年間の政策の方向性を示す計画を策定する。

2 政策の柱と基本施策

政策の柱	基本施策
ライフステージに応じた切れ目のない支援	1 ライフステージ全般 (1)こどもの権利擁護、社会参画・意見表明機会の創出 (2)将来・結婚・出産・子育てに夢を持てる環境づくり (3)子どもの健全な育成 2 こどもの誕生前～幼児期 (1)妊娠から子育てまでのきめ細かな支援の充実 (2)幼児期の教育・保育の充実 3 学童期・思春期 (1)健やかな成長への支援 (2)青年期・成人期に向けた保健対策や医療体制の充実 4 青年期 (1)自立支援・定着率の向上 (2)若者を呼び込む施策の推進 (3)結婚の希望がかなえられる環境づくり
困難な状況にあるこどもへの支援	1 配慮を要するこどもへの支援 2 社会的養育の推進 3 こどもの貧困対策の推進
子育て中の方への支援	1 子育てや教育に関する負担の軽減 2 仕事と子育ての両立支援 3 安心してこどもを預けられる受け皿づくり 4 ひとり親家庭への支援
社会全体でのこども・子育て支援	1 社会全体でこどもを支えていく仕組みづくり 2 子どもの健やかな成長を支える家庭と仕事の調和を実現する環境づくり

3 主な目標数値

- ・ こども家庭センターを設置する市町村数 42市町村（令和11年度）
- ・ 小学校、中学校、高等学校、大学、企業等におけるライフデザイン講座受講者数 累計 7,500人（令和7年度から令和11年度まで）
- ・ 里親等委託率（要保護児童のうち里親及びファミリーホームに委託されている児童の割合） 42.1パーセント（令和11年度）
- ・ 男性の育児休業の取得率 50パーセント（令和11年度）
- ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 小学校 90パーセント 中学校 90パーセント 高等学校 90パーセント（令和11年度）

4 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで

議第55号 地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの第4期中期計画に関する認可について

議第56号 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第4期中期計画に関する認可について

議第57号 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の第4期中期計画に関する認可について

健康福祉部医療整備課

1 中期計画認可の概要

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）により、地方独立行政法人である県立3病院は、設立団体の長（知事）が定めた達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）に基づき、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないと規定されている。

現行の県立3病院の第3期中期計画が令和6年度末で期間満了となり、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする第4期中期計画の認可にあたっては、法及び岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号）の規定により、評価委員会の意見を聴取のうえ、議会の議決を経る必要がある。

【中期計画において定めるべき事項（法定事項）】（法第26条第2項及び第83条第2項）

- ①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置
- ②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置
- ③予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④短期借入金の限度額
- ⑤出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- ⑥⑤に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑦剰余金の使途
- ⑧料金に関する事項
- ⑨その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

2 重点的に取り組む医療

①県総合医療センター

- ・小児救命救急センター等の要件確保など、小児救急医療の拠点としての機能の充実
- ・高精度放射線治療装置を活用した地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実
- ・医師不足地域等への医師派遣など、県全体の医療の確保

②県立多治見病院

- ・重症救急患者への対応の強化
- ・緩和ケア病棟を中心とした地域の医療機関との連携強化など緩和ケア体制の整備
- ・レスパイトケアのための短期入所施設の運営

③県立下呂温泉病院

- ・地域の医療需要に応じた療養病棟及び回復期病棟の充実
- ・終末期医療体制の充実と介護老人保健施設等との連携の推進
- ・医薬品の有効性・安全性等を考慮した後発医薬品の使用促進

3 認可に係るスケジュール

- ・令和7年1月14日 評価委員会において、意見聴取
- ・令和7年3月（予定） 第4期中期計画の認可の議決後、認可